

令和7年度

前橋市雇用拡大オフィス開設費補助金

市外国内事業者（個人事業主は除く）を対象に、新たに市内にオフィスを開設するために要した費用（賃料やセキュリティ工事費等）の一部を補助します。

【前橋市雇用拡大オフィス開設費補助金】

対象要件	○市内に新たにオフィスを開設、又は市内の支社等に本社機能に移転し、以後3年以上業務の継続が見込まれる事業者で、新規に市民を1人以上常時雇用すること。 ○オフィスの開設時、又は本社機能の移転時に当該オフィスの常時雇用者が、市民の新規雇用者を含めて3人以上であること。
加算補助	【雇用拡大促進加算】 ○市民の新規雇用者が2人以上である場合、2人目以降1人あたり10万円（加算上限：100万円）
対象経費	賃料、セキュリティ工事費、通信環境整備費、登記手数料等
補助率等	1/2（補助上限額：100万円）

【対象外業種】

商品先物取引業／連鎖販売取引、訪問販売、電話勧誘販売等の方法による物品の販売を行う事業／
貸金業／宗教活動又は政治活動を目的とした事業／風営法に基づく許可又は届出を要する事業

【共通要件】 ※以下の全ての要件を満たすこと

- ・申請時に法人設立の日から3年以上経過していること
- ・3年以上継続して維持、運営されることが見込まれること
- ・本社所在地の市区町村税を滞納していないこと
- ・**令和8年2月27日までに事業が完了**すること

【提出方法】

下記問合せ先に持参又はメールにて申請

【その他】

※必ず**事業着手前に**交付申請を行ってください

※申請金額の合計が予算額に達した時点で事業終了となります

【要項及び詳細】

★提出書類や対象要件等
詳細については…

「**前橋市ホームページ**」

をご覧ください★

